

# 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 119 号	平成25年度盛岡市一般会計補正予算 (第 8 号) ……………	1
議案第 120 号	平成25年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	9
議案第 121 号	平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 3 号) ……………	12
議案第 122 号	平成25年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 3 号) ……………	別冊
議案第 123 号	平成25年度盛岡市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) ……………	別冊
議案第 124 号	盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について……………	14
議案第 125 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について……………	15
議案第 126 号	盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について……………	16
議案第 127 号	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第 128 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について……………	19
議案第 129 号	盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について……………	20
議案第 130 号	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例に ついて……………	21
議案第 131 号	盛岡市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について……………	22
議案第 132 号	盛岡市ふるさと学習センター条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第 133 号	盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について……………	24
議案第 134 号	青山地区活動センター及び盛岡市立青山老人福祉センターの管理を行う指 定管理者の指定について……………	25
議案第 135 号	仙北地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	26
議案第 136 号	厨川地区活動センター, 盛岡市立厨川児童センター及び盛岡市立厨川老人 福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	27
議案第 137 号	松園地区活動センター, 盛岡市立松園児童センター及び盛岡市立松園老人 福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	28
議案第 138 号	加賀野地区活動センター, 盛岡市立加賀野児童センター及び盛岡市立加賀 野老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	29
議案第 139 号	中野地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	30
議案第 140 号	みたけ地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	31
議案第 141 号	太田地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	32
議案第 142 号	土淵地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	33
議案第 143 号	つなぎ地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	34

議案第 144 号	緑が丘地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	35
議案第 145 号	山岸地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	36
議案第 146 号	本宮地区活動センター，盛岡市立本宮児童センター及び盛岡市立本宮老人 福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	37
議案第 147 号	湯沢地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	38
議案第 148 号	盛岡劇場，盛岡市都南文化会館，盛岡市民文化ホール，盛岡市渋民文化会 館，盛岡市河南公民館，盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理を行 う指定管理者の指定について……………	39
議案第 149 号	もりおか女性センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	40
議案第 150 号	盛岡市都南中央公園プール及び盛岡市立総合プールの管理を行う指定管理 者の指定について……………	41
議案第 151 号	盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場の管 理を行う指定管理者の指定について……………	42
議案第 152 号	盛岡市宮野球場，盛岡市太田橋野球場及び盛岡体育館の管理を行う指定管 理者の指定について……………	43
議案第 153 号	盛岡市渋民野球場，盛岡市立生出スキー場，盛岡市立玉山運動場及び盛岡 市渋民運動公園の管理を行う指定管理者の指定について……………	44
議案第 154 号	盛岡市アイスアリーナの管理を行う指定管理者の指定について……………	45
議案第 155 号	盛岡市屋内ゲートボール場の管理を行う指定管理者の指定について……………	46
議案第 156 号	盛岡市立武道館及び盛岡市弓道場の管理を行う指定管理者の指定について……………	47
議案第 157 号	盛岡市立太田スポーツセンター及び盛岡市立太田テニスコートの管理を行 う指定管理者の指定について……………	48
議案第 158 号	盛岡市立松園運動広場の管理を行う指定管理者の指定について……………	49
議案第 159 号	盛岡市立綱取スポーツセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	50
議案第 160 号	盛岡市立東中野運動広場の管理を行う指定管理者の指定について……………	51
議案第 161 号	盛岡市立乙部運動広場及び盛岡市立乙部老人福祉センターの管理を行う指 定管理者の指定について……………	52
議案第 162 号	盛岡南公園球技場の管理を行う指定管理者の指定について……………	53
議案第 163 号	盛岡市環境学習広場及び高松公園の管理を行う指定管理者の指定について……………	54
議案第 164 号	盛岡市立身体障害者福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	55
議案第 165 号	盛岡市立しらたき工場の管理を行う指定管理者の指定について……………	56
議案第 166 号	盛岡市立ひまわり学園の管理を行う指定管理者の指定について……………	57
議案第 167 号	盛岡市立けやき荘及び盛岡市立太田老人福祉センターの管理を行う指定管 理者の指定について……………	58

議案第 168 号	盛岡市立かつら荘の管理を行う指定管理者の指定について……………59
議案第 169 号	盛岡市立青山児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………60
議案第 170 号	盛岡市立仙北児童センター及び盛岡市立仙北老人福祉センターの管理を行 う指定管理者の指定について……………61
議案第 171 号	盛岡市立北厨川児童センター及び盛岡市立北厨川老人福祉センターの管理 を行う指定管理者の指定について……………62
議案第 172 号	盛岡市立大新児童館の管理を行う指定管理者の指定について……………63
議案第 173 号	盛岡市立川目児童センター及び盛岡市立川目老人福祉センターの管理を行 う指定管理者の指定について……………64
議案第 174 号	盛岡市立仁王児童センター及び盛岡市立仁王老人福祉センターの管理を行 う指定管理者の指定について……………65
議案第 175 号	盛岡市立山王児童センター及び盛岡市立山王老人福祉センターの管理を行 う指定管理者の指定について……………66
議案第 176 号	盛岡市立山岸児童センター及び盛岡市立山岸老人福祉センターの管理を行 う指定管理者の指定について……………67
議案第 177 号	盛岡市立上田児童センター及び盛岡市立上田老人福祉センターの管理を行 う指定管理者の指定について……………68
議案第 178 号	盛岡市立大慈寺児童センター及び盛岡市立大慈寺老人福祉センターの管理 を行う指定管理者の指定について……………69
議案第 179 号	盛岡市立下太田児童センター及び盛岡市立下太田老人福祉センターの管理 を行う指定管理者の指定について……………70
議案第 180 号	盛岡市立緑が丘児童センター及び盛岡市立緑が丘老人福祉センターの管理 を行う指定管理者の指定について……………71
議案第 181 号	盛岡市立桜城児童センター及び盛岡市立桜城老人福祉センターの管理を行 う指定管理者の指定について……………72
議案第 182 号	盛岡市立杜陵児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………73
議案第 183 号	盛岡市立みたけ児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………74
議案第 184 号	盛岡市立城西児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………75
議案第 185 号	盛岡市立河北児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………76
議案第 186 号	盛岡市立高松児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………77
議案第 187 号	盛岡市立上飯岡児童センター及び盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室の 管理を行う指定管理者の指定について……………78
議案第 188 号	盛岡市立津志田児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………79
議案第 189 号	盛岡市立湯沢児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………80

議案第 190 号	盛岡市立月が丘児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………81	
議案第 191 号	盛岡市立見前児童センター及び盛岡市立世代交流センターの管理を行う指定管理者の指定について……………82	
議案第 192 号	盛岡市立上米内児童センター及び盛岡市立上米内老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………83	
議案第 193 号	盛岡市立手代森児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………84	
議案第 194 号	盛岡市立北松園児童センター及び盛岡市立北松園老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………85	
議案第 195 号	盛岡市立永井児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………86	
議案第 196 号	盛岡市立乙部児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………87	
議案第 197 号	盛岡市立上堂児童センター及び盛岡市立上堂老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………88	
議案第 198 号	盛岡市立地域福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………89	
議案第 199 号	盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………90	
議案第 200 号	盛岡市立杜陵老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………91	
議案第 201 号	盛岡市立西厨川老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………92	
議案第 202 号	盛岡市立都南老人福祉センター、盛岡市都南サイクリングターミナル及び盛岡市都南つどいの森の管理を行う指定管理者の指定について……………93	
議案第 203 号	盛岡市立つなぎ老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について……………94	
議案第 204 号	盛岡市立西青山老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について……………95	
議案第 205 号	盛岡市立高松老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について……………96	
議案第 206 号	盛岡市立山岸老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について……………97	
議案第 207 号	盛岡市中央通勤労青少年ホームの管理を行う指定管理者の指定について……………98	
議案第 208 号	盛岡市勤労福祉会館の管理を行う指定管理者の指定について……………99	
議案第 209 号	盛岡市都南勤労福祉会館の管理を行う指定管理者の指定について…………… 100	
議案第 210 号	サンライフ盛岡の管理を行う指定管理者の指定について…………… 101	
議案第 211 号	盛岡市観光文化交流センターの管理を行う指定管理者の指定について…………… 102	
議案第 212 号	もりおか啄木・賢治青春館の管理を行う指定管理者の指定について…………… 103	
議案第 213 号	もりおか町家物語館の管理を行う指定管理者の指定について…………… 104	
議案第 214 号	盛岡市砂子沢生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について…………… 105	
議案第 215 号	庄ヶ畑地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について…………… 106	
議案第 216 号	大葛地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について…………… 107	
議案第 217 号	中津川地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について…………… 108	
議案第 218 号	銭掛地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について…………… 109	

議案第 219 号	築川地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	110
議案第 220 号	上米内地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	111
議案第 221 号	盛岡市外山森林公園の管理を行う指定管理者の指定について……………	112
議案第 222 号	岩手公園地下駐車場, マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場の管理を行う指定管理者の指定について……………	113
議案第 223 号	盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定について……………	114
議案第 224 号	好摩ふれあい広場の管理を行う指定管理者の指定について……………	115
議案第 225 号	渋民ふれあい広場の管理を行う指定管理者の指定について……………	116
議案第 226 号	巻堀地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	117
議案第 227 号	芋田地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	118
議案第 228 号	好摩東地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	119
議案第 229 号	山谷川目地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	120
議案第 230 号	城内地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	121
議案第 231 号	下田川崎地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	122
議案第 232 号	永井地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	123
議案第 233 号	松内地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	124
議案第 234 号	前田地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	125
議案第 235 号	盛岡市古川墓園の管理を行う指定管理者の指定について……………	126
議案第 236 号	盛岡市葛巻飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について……………	127
議案第 237 号	盛岡市中日戸飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について……………	128
議案第 238 号	盛岡市大神飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について……………	129
議案第 239 号	盛岡市町村飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について……………	130
議案第 240 号	盛岡市大平飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について……………	131
議案第 241 号	盛岡市岩洞飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について……………	132
議案第 242 号	盛岡市大沼飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について……………	133
議案第 243 号	舟田地区介護予防センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	134
議案第 244 号	芋田向地区介護予防センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	135
議案第 245 号	盛岡市岩洞生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	136
議案第 246 号	姫神地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	137
議案第 247 号	盛岡市総合交流ターミナルの管理を行う指定管理者の指定について……………	138
議案第 248 号	盛岡市農民研修センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	139
議案第 249 号	町村活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	140

議案第 250 号	岩洞活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	141
議案第 251 号	盛岡市高木牧場の管理を行う指定管理者の指定について……………	142
議案第 252 号	盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設及び盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコ ートの管理を行う指定管理者の指定について……………	143
議案第 253 号	盛岡市子ども科学館の管理を行う指定管理者の指定について……………	144
議案第 254 号	盛岡てがみ館の管理を行う指定管理者の指定について……………	145
議案第 255 号	志波城古代公園の管理を行う指定管理者の指定について……………	146
議案第 256 号	もりおか歴史文化館の管理を行う指定管理者の指定について……………	147
議案第 257 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……	148
議案第 258 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることにつ いて……………	150
議案第 259 号	あっせんの申立てについて……………	151
議案第 260 号	財産の取得について……………	152
議案第 261 号	市道の路線の認定、廃止及び変更について……………	153
議案第 262 号	岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議について……	156
議案第 263 号	盛岡市教育委員会の委員の任命について……………	別紙
議案第 264 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	別紙

議案第 119 号

平成25年度盛岡市一般会計補正予算（第 8 号）

平成25年度盛岡市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,307,667千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 109,814,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 40,069,803	千円 1,012,611	千円 41,082,414
	1 市民税	19,240,465	592,074	19,832,539
	2 固定資産税	16,074,740	420,537	16,495,277
11 地方交付税		18,374,888	△1,555,569	16,819,319
	1 地方交付税	18,374,888	△1,555,569	16,819,319
13 分担金及び負担金		1,478,078	29,000	1,507,078
	2 分担金	104,000	29,000	133,000
15 国庫支出金		19,316,801	307,194	19,623,995
	1 国庫負担金	13,880,676	566,031	14,446,707
	2 国庫補助金	5,340,501	△258,837	5,081,664
16 県支出金		5,913,527	349,157	6,262,684
	1 県負担金	2,575,439	118,352	2,693,791
	2 県補助金	2,878,650	230,805	3,109,455
17 財産収入		340,775	310,281	651,056
	1 財産運用収入	127,708	10,243	137,951
	2 財産売払収入	213,067	300,038	513,105
19 繰入金		1,842,319	1,197,807	3,040,126
	2 基金繰入金	1,777,647	1,197,807	2,975,454
21 諸収入		1,746,880	6,373	1,753,253

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 受託事業収入	104,642	5,769	110,411
	5 雑入	1,075,150	604	1,075,754
22 市債		11,746,500	△349,187	11,397,313
	1 市債	11,746,500	△349,187	11,397,313
歳	入	合計		
		108,507,057	1,307,667	109,814,724

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 12,011,168	千円 208,358	千円 12,219,526
	1 総務管理費	10,101,756	208,358	10,310,114
3 民生費		38,700,960	602,731	39,303,691
	1 社会福祉費	14,805,588	539,853	15,345,441
	2 児童福祉費	15,185,309	60,878	15,246,187
	3 生活保護費	8,710,063	2,000	8,712,063
4 衛生費		8,343,626	505	8,344,131
	3 保健所費	2,665,925	505	2,666,430
6 農林費		2,755,408	110,133	2,865,541
	1 農業費	2,403,761	110,133	2,513,894
8 土木費		16,039,896	△387,341	15,652,555
	2 道路橋りよう費	4,168,105	△187,913	3,980,192
	3 河川費	477,447	21,000	498,447
	4 都市計画費	9,842,817	△225,678	9,617,139
	5 住宅費	1,331,683	5,250	1,336,933
9 消防費		3,876,635	1,300	3,877,935
	1 消防費	3,876,635	1,300	3,877,935
10 教育費		7,860,936	28,694	7,889,630
	2 小学校費	2,457,112	400	2,457,512

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 中学校費	1,469,074	200	1,469,274
	6 社会教育費	1,851,768	28,094	1,879,862
11 災害復旧費		1,362,017	743,287	2,105,304
	1 公共土木施設災害復旧費	477,635	335,617	813,252
	3 農林業施設災害復旧費	728,342	351,425	1,079,767
	5 その他災害復旧費	98,714	56,245	154,959
歳	出	合	計	
		108,507,057	1,307,667	109,814,724

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	国民体育大会開催施設整備事業	8,358
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称)土淵児童センター整備事業	131,513
4 保健衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計への補助金等	30,000
10 教育費	2 小学校費	耐震補強事業	97,235
	3 中学校費	耐震補強事業	2,332
	6 社会教育費	志波城跡保存整備事業	93,869
		管理運営事業	7,161
11 災害復旧費	2 文教施設 災害復旧費	東北地方太平洋沖地震災害復旧事業	50,500

### 第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎・愛宕町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	36,291
保健所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	16,414
若園町分庁舎・都南分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	14,226
玉山総合事務所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	11,306
都南図書館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	8,030
中央公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	7,558
松園地区公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	7,335
上田公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	6,752
本庁舎等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	31,864
玉山総合事務所警備業務に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	9,200

第 4 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
臨時財政対策債	5,828,800	5,457,113	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成25年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借 入先の融資条件によ る。 ただし, 財政又は 借入先の都合並びに 金融の状態により繰 り上げ償還し, 又は 償還年限を短縮し若 しくは低利に借換え することができる。
国民体育大会開催 施設整備事業債	21,300	29,200			
地方道路等整備事業債	2,380,200	2,313,700			
道路整備事業債	261,900	204,400			
公園整備事業債	293,100	282,700			
土地区画整理事業債	5,900	11,300			
志波城跡保存 整備事業債	38,600	46,500			
道路橋りょう 災害復旧事業債	71,200	150,500			
河川災害復旧事業債	165,600	199,900			
林道災害復旧事業債	0	10,300			
農業用施設 災害復旧事業債	0	11,800			
計	11,746,500	11,397,313			

議案第 120 号

平成25年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第2号）

平成25年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,730千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 538,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 454,457	千円 2,730	千円 457,187
	1 一般会計繰入金	454,457	2,730	457,187
歳入	合計	536,088	2,730	538,818

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 農業集落排水施設管理 費		千円 88,461	千円 2,730	千円 91,191
	1 農業集落排水施設管理 費	88,461	2,730	91,191
歳 出 合 計		536,088	2,730	538,818

議案第 121 号

平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第3号）

平成25年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第 1 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場建物清掃業務に必要とする 経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	8,966
中央卸売市場警備業務に必要とする経費 についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	17,401
中央卸売市場施設管理業務に必要とする 経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	67,778

議案第 124 号

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について  
盛岡市部等設置条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例

盛岡市部等設置条例（昭和33年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び部」を「，部及び局」に，「都市整備部」を「都市整備部  
国体推進局」に改める。

第 3 条中「及び部」を「，部及び局」に改め，同条第 2 号ク中「及び他部」を「，他部及び局」  
に改め，同条第 4 号オ中「こと」の次に「（国体推進局の主管に属するものを除く。）」を加え，  
同条に次の 1 号を加える。

(11) 国体推進局

ア 第71回国民体育大会に関すること。

イ 第16回全国障害者スポーツ大会に関すること。

附 則

この条例は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

国体推進局を設置しようとするものである。

## 平成25年度盛岡市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成25年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成25年度盛岡市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成26年度	8,357 千円

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

債務負担行為に関する調書（補正第3号）

（単位 千円）

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	その他
1 浄水場等建物清掃業務に必要と する経費についての債務負担 （平成25年度分）	8,357			自 平成25年度 至 平成26年度	8,357				8,357

## 平成25年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成25年度盛岡市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度盛岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）		（ 計 ）
		収	入	
第1款 事業収益	7,696,355千円		42,588千円	7,738,943千円
第2項 営業外収益	783,058千円		42,588千円	825,646千円
		支 出		
第1款 事業費	7,864,665千円		47,259千円	7,911,924千円
第2項 営業外費用	1,457,207千円		47,259千円	1,504,466千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,420,680千円」を「3,408,248千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）		（ 計 ）
		収	入	
第1款 資本的収入	2,328,355千円		△129,452千円	2,198,903千円
第1項 企業債	1,012,700千円		△76,800千円	935,900千円
第2項 負担金及び分担金	823,155千円		27,678千円	850,833千円
第3項 補助金	492,500千円		△80,330千円	412,170千円
		支 出		
第1款 資本的支出	5,749,035千円		△141,884千円	5,607,151千円
第1項 建設改良費	2,093,679千円		△141,884千円	1,951,795千円

(企業債)

第4条 予算第6条の表の起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公共下水道事業債	813,600千円	736,800千円	借入先 財務省、銀行その他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 平成25年度 ただし、財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし、財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し、又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
合計	1,012,700千円	935,900千円			

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷藤裕明

平成25年度盛岡市下水道事業会計予算実施計画（補正第2号）

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	
1	事業収益		7,696,355	42,588	7,738,943	
	2	営業外益	783,058	42,588	825,646	
		3 雑収益	9,290	42,588	51,878	旧競馬場跡地基盤整備

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	
1	事業費		7,864,665	47,259	7,911,924	
	2	営業外用	1,457,207	47,259	1,504,466	
		2 消費税及び地方消費税	82,130	4,671	86,801	
		3 雑支出	0	42,588	42,588	旧競馬場跡地基盤整備

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	
1 資 本 的 収 入			2,328,355	△ 129,452	2,198,903	
	1 企 業 債		1,012,700	△ 76,800	935,900	
		1 建 設 債	1,012,700	△ 76,800	935,900	公共下水道事業債
	2 負 担 金 及 び 分 担 金		823,155	27,678	850,833	
		1 工 事 費	316,597	27,678	344,275	受託工事負担金
	3 補 助 金		492,500	△ 80,330	412,170	
1 国 庫 金		492,500	△ 80,330	412,170	社会資本整備総合交付金	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計		
1 資 本 的 支 出			5,749,035	△ 141,884	5,607,151		
	1 建 設 費		2,093,679	△ 141,884	1,951,795		
		1 管 渠 費		1,838,165	△ 138,884	1,699,281	委託料 △7,643 賃借料 △700 工事請負費 △145,847 補償費 15,006 土地取得費 300
			2 ポンプ場	40,000	2,800	42,800	委託料
			3 処 理 場	15,124	△ 5,800	9,324	委託料

平成25年度盛岡市下水道事業会計資金計画（補正第2号）

（単位 千円）

区 分	補 正 前 の 額	補 正 額	計
受 入 資 金	16,565,140	△85,651	16,479,489
1 事業収益	6,962,348	42,588	7,004,936
(1) 下水道使用料	( 3,889,383 )	( 0 )	( 3,889,383 )
(2) その他営業収益	( 2,296,513 )	( 0 )	( 2,296,513 )
(3) 営業外収益	( 776,452 )	( 42,588 )	( 819,040 )
2 前年度以前未収金	758,567	1,213	759,780
3 建設企業債	1,012,700	△76,800	935,900
4 負担金及び分担金	563,115	27,678	590,793
5 補助金	492,500	△80,330	412,170
6 有価証券償還金受入	300,000	0	300,000
7 一時借入金	5,000,000	0	5,000,000
8 預り金受入	125,500	0	125,500
9 前年度繰越金	1,350,410	0	1,350,410

区 分	補 正 前 の 額	補 正 額	計
支 払 資 金	15,889,795	△94,625	15,795,170
1 事業費	3,932,279	47,259	3,979,538
(1) 人件費	( 341,680 )	( 0 )	( 341,680 )
(2) 支払利息	( 1,309,781 )	( 0 )	( 1,309,781 )
(3) その他事業費	( 2,280,818 )	( 47,259 )	( 2,328,077 )
2 前年度以前未払金	1,114,707	0	1,114,707
3 建設改良費	1,675,073	△141,884	1,533,189
4 企業債償還金	3,655,298	0	3,655,298
5 その他資本的支出	58	0	58
6 一時借入金返済	5,000,000	0	5,000,000
7 有価証券購入費	300,000	0	300,000
8 預り金戻出	125,500	0	125,500
9 前払金	66,880	0	66,880
10 たな卸資産購入費	20,000	0	20,000
差 引	675,345	8,974	684,319

平成25年度盛岡市下水道事業予定貸借対照表（補正第2号）

（平成26年3月31日）

（単位 千円）

資 産 の 部		
1	固定資産	
	(1) 有形固定資産	
	ア 土地	1,862,095
	イ 立木	5,068
	ウ 建物	1,267,700
	減価償却累計額	420,343
		847,357
	エ 建物附属設備	34,997
	減価償却累計額	19,985
		15,012
	オ 構築物	137,727,402
	減価償却累計額	24,740,378
		112,987,024
	カ 機械及び装置	4,212,346
	減価償却累計額	2,706,388
		1,505,958
	キ 車両運搬具	23,039
	減価償却累計額	18,052
		4,987
	ク 工具器具備品	3,751
	減価償却累計額	768
		2,983
	ケ 有形固定資産建設仮勘定	4,748,819
	有形固定資産合計	121,979,303
	(2) 無形固定資産	
	ア 地上権	98
	イ 施設利用権	7,402,061
	無形固定資産合計	7,402,159
	(3) 投資	
	ア 基金	30,000
	投資合計	30,000
	固定資産合計	129,411,462
2	流動資産	
	(1) 現金預金	684,319
	(2) 未収金	1,108,515
	(3) 貯蔵品	15,064
	流動資産合計	1,807,898
	資産合計	131,219,360

## 負 債 の 部

### 3 固定負債

#### (1) 企業債

ア 企業債	2,776,420	
企業債合計		2,776,420

#### (2) 引当金

ア 退職給与引当金	289,500	
引当金合計		289,500
固定負債合計		3,065,920

### 4 流動負債

#### (1) 未払金

618,933

#### (2) その他流動負債

8,550

流動負債合計		627,483
負債合計		3,693,403

## 資 本 の 部

### 5 資本金

#### (1) 自己資本金

51,672,564

#### (2) 借入資本金

ア 企業債	48,133,006	
借入資本金合計		48,133,006
資本金合計		99,805,570

### 6 剰余金

#### (1) 資本剰余金

ア 国庫, 県補助金	6,564,890	
イ 受益者負担金及び分担金	720,838	
ウ 工事負担金	1,363,515	
エ 受贈財産評価額	19,402,309	
オ その他資本剰余金	3,475,776	
資本剰余金合計		31,527,328

#### (2) 欠損金

ア 当年度未処理欠損金	3,806,941	
欠損金合計		3,806,941
剰余金合計		27,720,387
資本合計		127,525,957
負債資本合計		131,219,360

議案第 125 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について  
盛岡市職員給与支給条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例  
(盛岡市職員給与支給条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第33条の 7 第 1 項中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧又は復興計画の作成等」に改める。

(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第13条の 2 中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧又は復興計画の作成等」に改める。

(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第19条中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧又は復興計画の作成等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の施行に伴い、災害派遣手当の支給の対象となる職員の範囲を拡大しようとするものである。

議案第 126 号

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について  
盛岡市自転車等駐車場条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

盛岡市自転車等駐車場条例（昭和58年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 3 号中「小型自動二輪車」を「自動二輪車」に，「普通自動二輪車で総排気量が 0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のもの（）」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車（いずれも）」に改め，同条第 4 号中「小型自動二輪車」を「自動二輪車」に改める。

第 5 条第 2 号中「小型自動二輪車」を「自動二輪車」に改める。

第22条第 1 項第 6 号中「自転車」を「自転車等」に改める。

別表第 1 第 2 号の表及び別表第 2 中「小型自動二輪車」を「自動二輪車」に改める。

附 則

この条例は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

盛岡駅西口自転車等駐車場に駐車することができる自動二輪車の範囲を拡大するほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 127 号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例について

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を次のとおり改正するものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 6 号中「）第 4 条」を「。以下「指定通所支援基準」という。）第 4 条」に、  
「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

第97条第 1 号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定障害児通所支援の事業等の設備及  
び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号。以下「県条例」という。）第55  
条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の 4 に  
おいて準用する県条例第55条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサ  
ービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第 2 号及び第 4 号中「通いサ  
ービス又は」を「通いサービス、県条例第55条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる  
通いサービス若しくは県条例第72条の 4 において準用する県条例第55条の 8 の規定により基準該当  
放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に  
改める。

第 111条第 1 号中「通いサービス又は」を「通いサービス、県条例第55条の 8 の規定により基準  
該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の 4 において準用する県条例第  
55条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用  
者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第 2 号及び第 4 号中「利用者」を「障害者及び障害児」  
に改める。

第 202条第 1 項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基  
準」及び「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例

第79号) の改正に伴い、基準該当障害福祉サービスに関する基準を改めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 128 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について  
盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市市営住宅条例（平成 9 年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「規定する者」の次に「及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第 29条第 1 項に規定する居住制限者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第 1 項に規定する居住制限者に係る入居者の資格の特例を定めようとするものである。

議案第 129 号

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について  
盛岡市改良住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条中「規定する者」の次に「及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者」を加える。

第28条第2項の表中「第8条第1号ア」を「第8条第1号アからウまで」に、「第8条第1号イ」を「第8条第1号エ」に改める。

別表市営青山三丁目アパート7号館の項，市営青山三丁目アパート8号館の項及び市営青山三丁目アパート9号館の項を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者に係る一般入居者の資格の特例を定めるとともに，市営住宅建替事業の施行に伴い市営青山三丁目アパート7号館，8号館及び9号館を廃止するほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 130 号

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年12月 3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第1号中「第5号」を「第4号」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第4項ただし書中「から第4号まで」を「及び第3号」に改める。

第30条の2中「、第4号及び第5号」を「及び第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

市が行っているし尿の収集及び運搬の業務を取りやめることに伴い、し尿の収集及び運搬に係る手数料を廃止しようとするものである。

議案第 131 号

盛岡市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について  
盛岡市社会教育委員設置条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

盛岡市社会教育委員設置条例（昭和24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「とし、委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する者をもって充てる」に  
改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 知識経験を有する者

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律  
(平成25年法律第44号)の施行に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めようとするものである。

議案第 132 号

盛岡市ふるさと学習センター条例の一部を改正する条例について

盛岡市ふるさと学習センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市ふるさと学習センター条例の一部を改正する条例

盛岡市ふるさと学習センター条例（平成 7 年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大ケ生ふるさと学習センターの項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
屋内運動場	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
研修室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
多目的室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
広場	1 時間までごとに 300円					

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

大ケ生ふるさと学習センターを廃止しようとするものである。

議案第 133 号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市立学校に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例  
盛岡市立学校に関する条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条の表盛岡市立浅岸小学校の項及び盛岡市立外山小学校の項を削る。  
第 3 条の表盛岡市立薮川中学校の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 盛岡市教育振興基金条例（昭和40年条例第27号）の一部を次のように改正する。  
別表第 3 中「浅岸小学校」を「山岸小学校」に改める。

提案理由

浅岸小学校、外山小学校及び薮川中学校を廃止しようとするものである。

議案第 134 号

青山地区活動センター及び盛岡市立青山老人福祉センターの管理を行う指定管理者の  
指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 青山地区活動センター及び盛岡市立青山老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 135 号

仙北地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 仙北地区活動センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 136 号

厨川地区活動センター，盛岡市立厨川児童センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 厨川地区活動センター，盛岡市立厨川児童センター及び盛岡市立厨川老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 137 号

松園地区活動センター、盛岡市立松園児童センター及び盛岡市立松園老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 松園地区活動センター、盛岡市立松園児童センター及び盛岡市立松園老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 138 号

加賀野地区活動センター，盛岡市立加賀野児童センター及び盛岡市立加賀野老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 加賀野地区活動センター，盛岡市立加賀野児童センター及び盛岡市立加賀野老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 139 号

中野地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 中野地区活動センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 140 号

みたけ地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 みたけ地区活動センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 141 号

太田地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 太田地区活動センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 142 号

土淵地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 土淵地区活動センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 143 号

つなぎ地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 つなぎ地区活動センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 144 号

緑が丘地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 緑が丘地区活動センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 145 号

山岸地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山岸地区活動センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 146 号

本宮地区活動センター，盛岡市立本宮児童センター及び盛岡市立本宮老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 本宮地区活動センター，盛岡市立本宮児童センター及び盛岡市立本宮老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 147 号

湯沢地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 湯沢地域交流活性化センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 148 号

盛岡劇場，盛岡市都南文化会館，盛岡市民文化ホール，盛岡市渋民文化会館，盛岡市河南公民館，盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡劇場，盛岡市都南文化会館，盛岡市民文化ホール，盛岡市渋民文化会館，盛岡市河南公民館，盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市文化振興事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 149 号

もりおか女性センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 もりおか女性センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市厨川四丁目13番 8 号
  - (2) 名 称 特定非営利活動法人参画プランニング・いわて
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 150 号

盛岡市都南中央公園プール及び盛岡市立総合プールの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市都南中央公園プール及び盛岡市立総合プール
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市上田三丁目17番60号
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市体育協会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 151 号

盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場の管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市繫字湯の館 121番地 1
  - (2) 名 称 つなぎ温泉観光協会・いわてアスリートクラブグループ
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 152 号

盛岡市営野球場、盛岡市太田橋野球場及び盛岡体育館の管理を行う指定管理者の指定  
について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市営野球場、盛岡市太田橋野球場及び盛岡体育館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市上田三丁目17番60号
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市体育協会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 153 号

盛岡市渋民野球場，盛岡市立生出スキー場，盛岡市立玉山運動場及び盛岡市渋民運動公園の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市渋民野球場，盛岡市立生出スキー場，盛岡市立玉山運動場及び盛岡市渋民運動公園
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市上田三丁目17番60号
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市体育協会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 154 号

盛岡市アイスアリーナの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市アイスアリーナ
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市上田三丁目17番60号
  - (2) 名 称 盛岡市アイスアリーナ管理運営グループ
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 155 号

盛岡市屋内ゲートボール場の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市屋内ゲートボール場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市前九年三丁目 9 番37号
  - (2) 名 称 コミスポクラブ東厨川
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 156 号

盛岡市立武道館及び盛岡市弓道場の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立武道館及び盛岡市弓道場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市上田三丁目17番60号
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市体育協会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 157 号

盛岡市立太田スポーツセンター及び盛岡市立太田テニスコートの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立太田スポーツセンター及び盛岡市立太田テニスコート
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市上田三丁目17番60号
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市体育協会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 158 号

盛岡市立松園運動広場の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立松園運動広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市北松園一丁目 9 番 2 号
  - (2) 名 称 特定非営利活動法人まつぞのスポーツクラブ
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 159 号

盛岡市立綱取スポーツセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立綱取スポーツセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市上田三丁目17番60号
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市体育協会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 160 号

盛岡市立東中野運動広場の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立東中野運動広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市みたけ三丁目14番13号
  - (2) 名 称 特定非営利活動法人テニスチャレンジいわて2020
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 161 号

盛岡市立乙部運動広場及び盛岡市立乙部老人福祉センターの管理を行う指定管理者の  
指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立乙部運動広場及び盛岡市立乙部老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 162 号

盛岡南公園球技場の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡南公園球技場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市上田三丁目17番60号
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市体育協会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 163 号

盛岡市環境学習広場及び高松公園の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市環境学習広場及び高松公園
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市南大通三丁目 9 番35号
  - (2) 名 称 株式会社寿広
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 164 号

盛岡市立身体障害者福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立身体障害者福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 165 号

盛岡市立しらたき工場の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立しらたき工場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 166 号

盛岡市立ひまわり学園の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立ひまわり学園
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 167 号

盛岡市立けやき荘及び盛岡市立太田老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定  
について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立けやき荘及び盛岡市立太田老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 168 号

盛岡市立かつら荘の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立かつら荘
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 169 号

盛岡市立青山児童センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立青山児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 170 号

盛岡市立仙北児童センター及び盛岡市立仙北老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立仙北児童センター及び盛岡市立仙北老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 171 号

盛岡市立北厨川児童センター及び盛岡市立北厨川老人福祉センターの管理を行う指定  
管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立北厨川児童センター及び盛岡市立北厨川老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 172 号

盛岡市立大新児童館の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立大新児童館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 173 号

盛岡市立川目児童センター及び盛岡市立川目老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立川目児童センター及び盛岡市立川目老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 174 号

盛岡市立仁王児童センター及び盛岡市立仁王老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立仁王児童センター及び盛岡市立仁王老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 175 号

盛岡市立山王児童センター及び盛岡市立山王老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立山王児童センター及び盛岡市立山王老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 176 号

盛岡市立山岸児童センター及び盛岡市立山岸老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立山岸児童センター及び盛岡市立山岸老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 177 号

盛岡市立上田児童センター及び盛岡市立上田老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立上田児童センター及び盛岡市立上田老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 178 号

盛岡市立大慈寺児童センター及び盛岡市立大慈寺老人福祉センターの管理を行う指定  
管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立大慈寺児童センター及び盛岡市立大慈寺老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 179 号

盛岡市立下太田児童センター及び盛岡市立下太田老人福祉センターの管理を行う指定  
管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立下太田児童センター及び盛岡市立下太田老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 180 号

盛岡市立緑が丘児童センター及び盛岡市立緑が丘老人福祉センターの管理を行う指定  
管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立緑が丘児童センター及び盛岡市立緑が丘老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 181 号

盛岡市立桜城児童センター及び盛岡市立桜城老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立桜城児童センター及び盛岡市立桜城老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 182 号

盛岡市立杜陵児童センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立杜陵児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 183 号

盛岡市立みたけ児童センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立みたけ児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 184 号

盛岡市立城西児童センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立城西児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 185 号

盛岡市立河北児童センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立河北児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 186 号

盛岡市立高松児童センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立高松児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 187 号

盛岡市立上飯岡児童センター及び盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室の管理を行う  
指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立上飯岡児童センター及び盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 188 号

盛岡市立津志田児童センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立津志田児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 189 号

盛岡市立湯沢児童センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立湯沢児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 190 号

盛岡市立月が丘児童センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立月が丘児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 191 号

盛岡市立見前児童センター及び盛岡市立世代交流センターの管理を行う指定管理者の  
指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立見前児童センター及び盛岡市立世代交流センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 192 号

盛岡市立上米内児童センター及び盛岡市立上米内老人福祉センターの管理を行う指定  
管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立上米内児童センター及び盛岡市立上米  
内老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるも  
のである。

議案第 193 号

盛岡市立手代森児童センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立手代森児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 194 号

盛岡市立北松園児童センター及び盛岡市立北松園老人福祉センターの管理を行う指定  
管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立北松園児童センター及び盛岡市立北松園老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 195 号

盛岡市立永井児童センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立永井児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 196 号

盛岡市立乙部児童センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立乙部児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 197 号

盛岡市立上堂児童センター及び盛岡市立上堂老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立上堂児童センター及び盛岡市立上堂老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 198 号

盛岡市立地域福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立地域福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 199 号

盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立愛宕山老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 200 号

盛岡市立杜陵老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立杜陵老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 201 号

盛岡市立西厨川老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立西厨川老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 202 号

盛岡市立都南老人福祉センター，盛岡市都南サイクリングターミナル及び盛岡市都南つどいの森の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立都南老人福祉センター，盛岡市都南サイクリングターミナル及び盛岡市都南つどいの森
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市湯沢1地割1番地41
  - (2) 名称 公益財団法人盛岡市都南自治振興公社
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 203 号

盛岡市立つなぎ老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立つなぎ老人憩いの家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 204 号

盛岡市立西青山老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立西青山老人憩いの家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 205 号

盛岡市立高松老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立高松老人憩いの家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 206 号

盛岡市立山岸老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立山岸老人憩いの家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 207 号

盛岡市中央通勤労青少年ホームの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市中央通勤労青少年ホーム
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 208 号

盛岡市勤労福祉会館の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市勤労福祉会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市紺屋町 2 番 9 号
  - (2) 名 称 公益社団法人盛岡市シルバー人材センター
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 209 号

盛岡市都南勤労福祉会館の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市都南勤労福祉会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市清水町14番12号
  - (2) 名 称 盛岡商工会議所
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 210 号

サンライフ盛岡の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 サンライフ盛岡
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市仙北三丁目21番 6 号
  - (2) 名 称 特定非営利活動法人アイディング
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 211 号

盛岡市観光文化交流センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市観光文化交流センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市中ノ橋通一丁目 1 番10号
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 212 号

もりおか啄木・賢治青春館の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 もりおか啄木・賢治青春館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 213 号

もりおか町家物語館の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 もりおか町家物語館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市肴町 4 番20号
  - (2) 名 称 特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター
- 3 指定期間 平成26年 7 月28日から平成29年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 214 号

盛岡市砂子沢生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市砂子沢生活改善センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市砂子沢第11地割66番地
  - (2) 名 称 砂子沢自治振興会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 215 号

庄ヶ畑地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 庄ヶ畑地区振興センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市上米内字庄ヶ畑71番地12
  - (2) 名 称 庄ヶ畑町内会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 216 号

大葛地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 大葛地区振興センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市浅岸字上大葛36番地
  - (2) 名 称 大葛自治会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 217 号

中津川地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 中津川地区振興センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市新庄字中津川37番地15
  - (2) 名 称 中津川地区振興会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 218 号

銭掛地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 銭掛地区振興センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市新庄字小貝沢79番地
  - (2) 名 称 銭掛自治会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 219 号

築川地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 築川地区振興センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市築川第 2 地割20番地
  - (2) 名 称 築川自治振興会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 220 号

上米内地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 上米内地区振興センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市上米内字畑井野52番地1
  - (2) 名 称 上米内親交会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 221 号

盛岡市外山森林公園の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市外山森林公園
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市紺屋町 2 番 9 号
  - (2) 名 称 盛岡市森林組合
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 222 号

岩手公園地下駐車場、マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場の管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 岩手公園地下駐車場、マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市内丸1番55号
  - (2) 名称 一般財団法人盛岡市駐車場公社
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 223 号

盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市動物公園
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市新庄字下八木田60番18
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市動物公園公社
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 224 号

好摩ふれあい広場の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 好摩ふれあい広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区好摩字夏間木 139番地 3
  - (2) 名 称 好摩振興会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 225 号

渋民ふれあい広場の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 渋民ふれあい広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区下田字牡丹野69番地 3
  - (2) 名 称 船田東自治会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 226 号

巻堀地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 巻堀地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区巻堀字中道40番地
  - (2) 名 称 巻堀自治会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 227 号

芋田地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 芋田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区芋田字昼久保11番地
  - (2) 名 称 芋田自治会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 228 号

好摩東地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 好摩東地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区好摩字中塚 110番地 1
  - (2) 名 称 好摩東自治会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 229 号

山谷川目地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山谷川目地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区玉山字中里29番地 1
  - (2) 名 称 山谷川目自治会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 230 号

城内地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 城内地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区玉山字館36番地
  - (2) 名 称 城内自治会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 231 号

下田川崎地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 下田川崎地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区下田字下田43番地
  - (2) 名 称 下田川崎自治会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 232 号

永井地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 永井地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区永井字荒屋 108番地3
  - (2) 名 称 永井自治会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 233 号

松内地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 松内地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区松内字石花49番地6
  - (2) 名 称 松内自治会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 234 号

前田地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 前田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区馬場字前田34番地18
  - (2) 名 称 前田自治会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 235 号

盛岡市古川墓園の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市古川墓園
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区好摩字芋田向83番地10
  - (2) 名 称 古川墓園管理協議会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 236 号

盛岡市葛巻飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市葛巻飲料水供給施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区馬場字葛巻74番地 1
  - (2) 名 称 葛巻部落水道利用組合
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 237 号

盛岡市中日戸飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市中日戸飲料水供給施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区日戸字道合32番地
  - (2) 名 称 中日戸水道組合
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 238 号

盛岡市大神飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市大神飲料水供給施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区馬場字葛巻24番地
  - (2) 名 称 大神部落飲料水供給施設管理利用組合
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 239 号

盛岡市町村飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市町村飲料水供給施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区薮川字町村43番地
  - (2) 名 称 町村飲料水組合
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 240 号

盛岡市大平飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市大平飲料水供給施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区寺林字平森54番地45
  - (2) 名 称 大平水道利用組合
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 241 号

盛岡市岩洞飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市岩洞飲料水供給施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区藪川字外山35番地22
  - (2) 名 称 岩洞飲料水組合
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 242 号

盛岡市大沼飲料水供給施設の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市大沼飲料水供給施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区藪川字日向58番地
  - (2) 名 称 大沼水道利用組合
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 243 号

舟田地区介護予防センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 舟田地区介護予防センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区下田字牡丹野69番地 3
  - (2) 名 称 船田東自治会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 244 号

芋田向地区介護予防センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 芋田向地区介護予防センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区好摩字芋田向82番地59
  - (2) 名 称 芋田向 1 自治会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 245 号

盛岡市岩洞生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市岩洞生活改善センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区藪川字日向29番地
  - (2) 名 称 藪川自治会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 246 号

姫神地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 姫神地区振興センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区馬場字葛巻33番地 1
  - (2) 名 称 姫神自治会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 247 号

盛岡市総合交流ターミナルの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市総合交流ターミナル
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区下田字生出 893番地11
  - (2) 名 称 たまやま振興株式会社
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 248 号

盛岡市農民研修センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市農民研修センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区下田字仲平 2 番地 325
  - (2) 名 称 農民研修センター管理運営委員会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 249 号

町村活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 町村活性化センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区藪川字末崎川39番地7
  - (2) 名 称 藪川地区活性化推進協議会
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第6項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 250 号

岩洞活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 岩洞活性化センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区藪川字末崎川39番地 7
  - (2) 名 称 藪川地区活性化推進協議会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 251 号

盛岡市高木牧場の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市高木牧場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区巻堀字中道42番地
  - (2) 名 称 巻堀牧野農業協同組合
- 3 指定期間 平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 252 号

盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設及び盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコートの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設及び盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコート
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区藪川字橋場31
  - (2) 名 称 藪川振興会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 253 号

盛岡市子ども科学館の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市子ども科学館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市本宮字蛇屋敷13番地 1
  - (2) 名 称 盛岡サイエンスグループ
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第6項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 254 号

盛岡てがみ館の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡てがみ館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号
  - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市文化振興事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 255 号

志波城古代公園の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 志波城古代公園
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市上鹿妻五兵衛新田48番地 1
  - (2) 名 称 志波城跡愛護協会
- 3 指定期間 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 256 号

もりおか歴史文化館の管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 もりおか歴史文化館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市本町通三丁目6番1号アメニティハイツ本町 210
  - (2) 名 称 もりおか歴史文化館活性化グループ
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。



市営住宅に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 258 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて  
次のとおり損害賠償事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定める。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 和解及び損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

2 和解の内容

損害賠償の額を3のとおり定め、当事者は、この他に債権債務がないことを確認した。

- 3 損害賠償の額 金 606,994円也

4 損害賠償の原因

平成25年8月9日盛岡市材木町 310番付近において、主要地方道盛岡横手線を自動車で走行中、材木町グリーンプロット内に樹勢する市指定保存樹木「夕顔瀬橋際のシンジュ・ケヤキ群」の内シンジュの枝が当該道路上に落下し、車両を損傷したことによる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 259 号

あっせんの申立てについて

次のとおりあっせんを申し立てるものとする。

平成25年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 申立て先

住所 東京都港区西新橋一丁目5番13号

名称 原子力損害賠償紛争解決センター

2 相手方

住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

名称 東京電力株式会社

3 あっせん申立ての趣旨

相手方は、平成25年3月31日までに発生した費用について、損害賠償の額 103,854,417円を市に支払うようあっせんに求めるものである。

なお、市は、相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合の当該合意額等を除いた額であっせんに申し立てることがある。

4 あっせん申立ての理由

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用について損害賠償を求めたが、相手方は、支払いに応じないものである。

提案理由

原子力損害の賠償請求に係るあっせんの申立てをするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 260 号

財産の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

平成25年12月 3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する土地

土地の所在地	種別	数量	取得予定価格
盛岡市下太田新田3番1ほか1筆	田	6,383.56㎡	146,183,524円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市 [REDACTED]  
[REDACTED]

4 見取図 別添による。

提案理由

公共用地とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

都市公園整備事業（中央公園）に係る  
平成25年度土地取得予定地

下太田新田 5 番 1 (2,118.43 m<sup>2</sup>)

県立美術館

アイスアリーナ

総合プール

下太田新田 3 番 1 (4,265.13 m<sup>2</sup>)

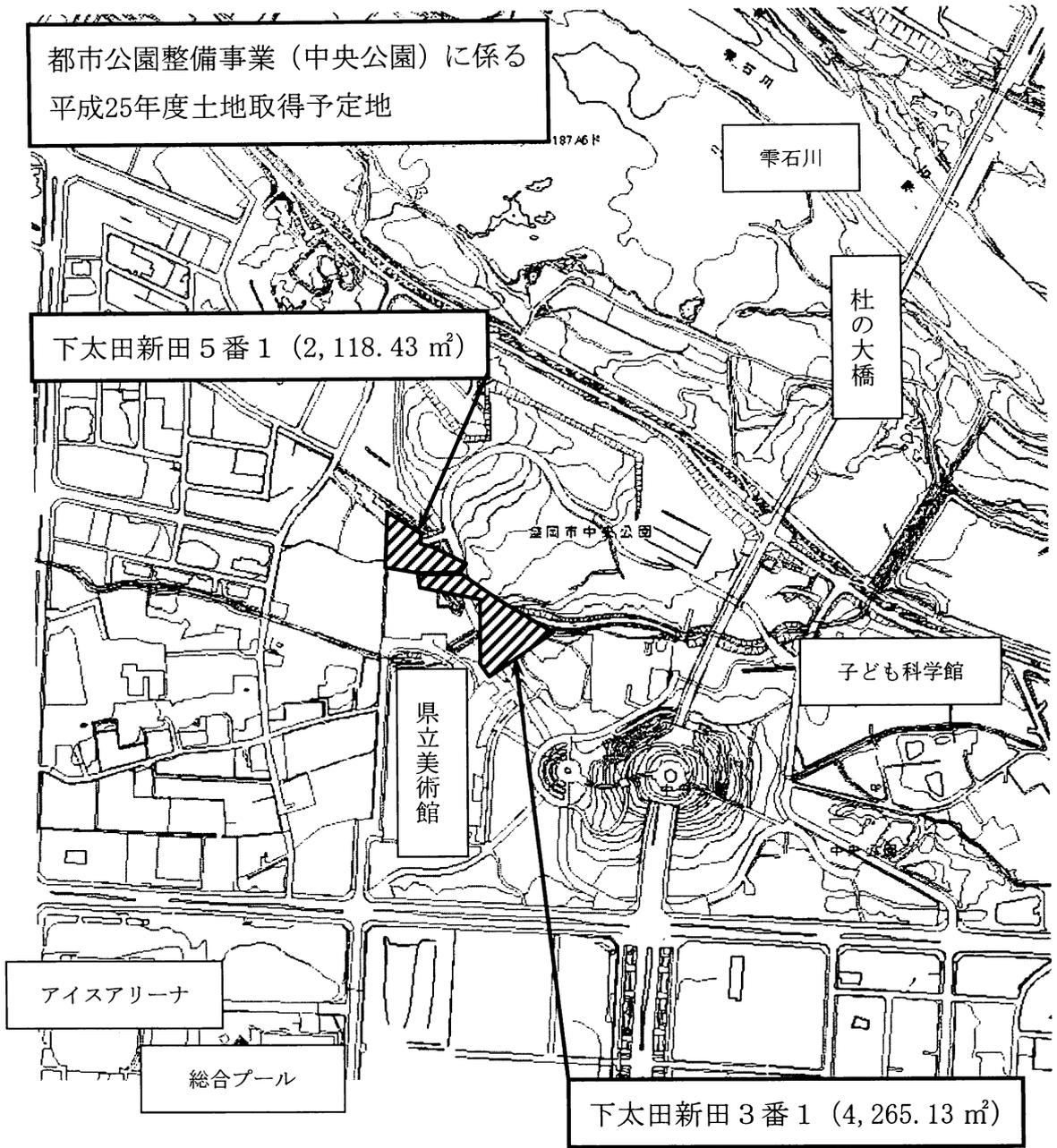
雫石川

杜の大橋

子ども科学館

空回市中央公園

187461



議案第 261 号

市道の路線の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更するものとする。

平成25年12月 3 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A b 751	箱清水一丁目40号線	箱清水一丁目 239番 9 地先	箱清水一丁目 214番15地先
A b 752	箱清水一丁目41号線	箱清水一丁目 214番 8 地先	箱清水一丁目 214番15地先
A b 753	緑が丘三丁目22号線	緑が丘三丁目57番 2 地先	緑が丘三丁目51番13地先
A b 754	黒石野一丁目28号線	黒石野一丁目27番 285地先	黒石野一丁目27番 270地先
A c 614	三ツ割80号線	三ツ割五丁目42番15地先	三ツ割五丁目42番18地先
A c 615	三ツ割81号線	三ツ割五丁目42番15地先	三ツ割五丁目42番 9 地先
A c 616	山岸四丁目13号線	山岸四丁目20番 3 地先	山岸四丁目20番 5 地先
C c 496	下太田 225号線	下太田榊48番41地先	下太田下川原 3 番 2 地先
C c 497	下太田 226号線	下太田下川原 3 番 2 地先	下太田下川原 7 番地先
C c 498	下太田自転車歩行者専用 道19号線	下太田下川原 7 番地先	下太田下川原 8 番 2 地先
D b 941	大館町44号線	大館町 139番14地先	大館町 138番 9 地先
D b 942	大館町45号線	大館町 138番 8 地先	大館町 139番24地先
D b 943	大館町46号線	大館町 138番10地先	大館町 136番 1 地先
都 159	本宮下飯岡 5 号線	飯岡新田 4 地割 199番地先	飯岡新田 8 地割 125番 1 地先
都 4130	津志田西二丁目 5 号線	津志田西二丁目15番28地先	津志田西二丁目15番36地先
都 4131	西バイパス側道 1 号線	飯岡新田 8 地割95番 2 地先	飯岡新田 9 地割 225番地先
都 4132	西バイパス側道 2 号線	飯岡新田 9 地割 3 番地先	下飯岡21地割 148番 1 地先
都 4133	西バイパス側道 3 号線	下飯岡21地割 167番 1 地先	下飯岡20地割97番地先
都 4134	西バイパス側道 4 号線	下飯岡20地割97番地先	永井12地割 160番 1 地先

都 4135	西バイパス側道 5 号線	飯岡新田 8 地割 125 番 1 地先	飯岡新田 10 地割 26 番 2 地先
都 4136	西バイパス側道 6 号線	飯岡新田 9 地割 20 番 1 地先	飯岡新田 9 地割 117 番 1 地先
都 4137	西バイパス側道 7 号線	飯岡新田 9 地割 137 番 1 地先	下飯岡 21 地割 235 番 1 地先

## 2 路線の廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点
都 4073	石持 4 号線	飯岡新田 4 地割 217 番地先	下飯岡 12 地割 65 番 1 地先

## 3 路線の変更

整理番号	路線名	起 点		終 点	
C c 4	下太田本宮 1 号線	新	下太田榊 13 番 4 地先	下太田杉田 24 番地の 1 地先	
		旧	下太田榊 45 番地の 2 地先		
C c 201	下太田 10 号線	新	下太田沢田 68 番 2 地先	下太田沢田 11 番地の 1 地先	
		旧	下太田榊 61 番地の 2 地先		
C c 281	下太田 24 号線	下太田沢田 67 番地の 7 地先		新	下太田沢田 67 番 7 地先
				旧	下太田沢田 67 番地の 1 地先
都 116	永井街道北線	新	下飯岡 20 地割 108 番地先	下飯岡 14 地割 37 番 3 地先	
		旧	下飯岡 20 地割 50 番 1 地先		

都 265	高屋葛本線	新	下飯岡20地割 100番地 先	下飯岡21地割 183番地先	
		旧	下飯岡20地割86番 1 地 先		
都 506	熊堂・高屋線	下飯岡15地割 151番 1 地先		新	下飯岡20地割94番地 先
				旧	永井 1 地割10番 1 地 先
都 1544	河南・野崎線	下飯岡12地割 3 番地先		新	下飯岡12地割34番 1 地先
				旧	下飯岡12地割20番地 先
都 4087	向中野道明歩行者専用道 1号線	新	向中野五丁目 115番地 先	新	向中野七丁目 115番地 先
		旧	向中野字向中野 3 番 5 地先	旧	向中野字細谷地 6 番 1 地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき，議会の議決を  
求めるものである。

議案第 262 号

岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について

岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により協議するものとする。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合同規約（平成元年岩手県指令地方第 145号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「雫石・滝沢環境組合」を「滝沢・雫石環境組合」に改める。

附 則

この規約は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴い、岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 264 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

照 井 あつ子

議案第 263 号

盛岡市教育委員会の委員の任命について

次の者を盛岡市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 4 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成25年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

田 口 淳 一